

福祉避難所(令和7年4月現在)

	施設名	所在地	受入可能面積(㎡)	受入可能人員	階数	災害別使用区分			電話
						洪水	土砂災害	地震	
1	社会福祉会館	八尾市本町2-4-10	1,090	330	3 F	2 F 以上	○	○	991-1161
2	安中老人福祉センター	八尾市安中町8-15-12	259	78	2 F	○	○	○	994-2311
3	桂老人福祉センター	八尾市桂町3-11	451	136	2 F	○	○	○	999-0820
4	障害者総合福祉センター	八尾市南本町8-4-5	1,674	507	5 F	○	○	○	993-0294
5	サポートやお	八尾市青山町4-4-18	335	100	4 F	○	○	○	
合 計			3,809	1,151					

- (注) 1 受入可能面積は、主に会議室等の面積を算定した。(執務室、廊下、トイレ、階段等の面積は除く)
- 2 受入可能人員は、原則、面積3.3㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)
- 3 災害別使用区分とは、災害種別における避難所の使用について次の基準に基づき目安を示したものである。
- (1) 洪水：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成28年5月公表：作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所)及び「大阪府 洪水リスク表示図」(平成31年3月公表：作成主体 寝屋川水系改修工営所、平成24年3月公表：大阪府八尾土木事務所)を参照し、各施設の所在地から半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値をもとに算出したもの。
- (2) 土砂災害：大阪府指定の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかどうかを使用可否の基準とする。
- (3) 地震：体育館が、新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法施行令に基づく耐震基準)により建設したもの、耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有するもの、又は耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修したものかどうかを使用可否の基準とする。

4 災害別使用区分の表示説明

表示	意味
○	当該災害時に使用可能
×	当該災害時に使用不可能
● F 以上	洪水時に指定する階数以上が使用可能 浸水想定深 ・ 0.5m～2.0m未満の区域：2 F 以上 ・ 2.0m～5.0m未満の区域：3 F 以上 ・ 5m以上の区域：×